

平成 26 年度西東京市教育委員会の主要施策



西東京市教育委員会

◆◆ 西東京市教育委員会の教育目標 ◆◆

西東京市教育委員会は、すべての市民が進んで知性、感性を磨き、道徳心や体力を高め、人間性を豊かにし、国際社会の平和と発展に貢献することを願い、次に掲げる市民の育成を教育目標とします。

- ◎ 互いの生命と人格を尊重し、思いやりと規範意識のある市民
- ◎ 社会の一員として、勤労と責任を重んじ、広く社会に貢献しようとする市民
- ◎ 自ら学び考え行動する、個性と創造力豊かな市民
- ◎ 伝統と文化を尊重し、自然と郷土を愛するとともに、環境の保全に寄与する市民

また、学校教育及び社会教育を充実し、だれもが生涯を通じ、あらゆる場で学び、支え合うことができる社会の実現を図ります。

そして、教育は、学校、家庭、地域及び行政が連携し、それぞれが責任を果たして行われなければならないとの認識に立って、ともに学び・ともに成長し・ともに励ましあう自主的・自発的活動を推進し、すべての市民が教育に参加することを目指します。

平成 26 年度の主要施策

平成 26 年度は、西東京市教育計画（平成 26 年度～平成 30 年度）の初年度にあたり、計画を着実に推進します。

「生きる力」を支える「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」をバランスよく育成するため、「平成 26 年度全国学力・学習状況調査」や「平成 26 年度児童・生徒の学力向上を図るための調査」などの結果を有効に活用し、授業改善推進プランに基づく授業改善を進め、学力の向上を図るとともに、学校、家庭、地域や関係機関との連携を図り、一体となった取組を推進します。

小・中学校においては、学習指導要領による教育課程に基づき、授業時数の増加、教育内容の充実、指導方法の工夫改善等により、確かな学力をつける教育をより一層推進していきます。

特別支援教育については、固定制の特別支援学級の新規開設に伴い、知的タイプ・自閉タイプのそれぞれの実態に応じた教育課程を編成し、特性に応じた教育内容の充実を図ります。また、児童・生徒の教育的ニーズを的確に把握し、支援を進めるために作成する様式の統一や校内委員会への専門家の派遣など、きめ細かい指導や支援を行うことにより、より一層の充実に努めます。

教育環境の整備については、引き続き学校施設の整備を進めるとともに、老朽化した中原小学校及びひばりが丘中学校の建替えについて、(仮称)建替協議会において検討を行います。また、小規模小学校の集中地域における学校統廃合については、平成 23 年 11 月に策定された「公共施設の適正配置等に関する基本計画」と整合性を図り、教育委員会決定した「学校施設適正規模・適正配置に関する基本方針」及び「小規模小学校 4 校（住吉小学校、泉小学校、保谷小学校及び本町小学校）の適正規模・適正配置に関する基本方針」に基づき、保護者等の合意形成を丁寧に図りながら庁内組織、統合協議会等を中心にさらに検討を進めます。また、老朽化した学校施設については、計画的に建替え及び大規模改造を進めるとともに、非構造部材の耐震化について推進します。

市民の生涯学習活動を支援するため、人材等の生涯学習情報の整備、活用を推進します。また、文化財資料の収集・整理を行い、その保存、活用を計画的に進めるため、文化財保存・活用計画を策定し、地域の生涯学習環境を整えます。

公民館においては、地域ぐるみの教育の充実、多様な学びを支える地域の中核施設として、より質の高い事業展開と効率的な施設運営を目指すことで、市民の参加と自治を原則とした文化を作り上げることを推進します。市民にとってよりよい事業や運営につながる事業評価を実施するほか、市民の自主的な学習の場を提供するため、芝久保公民館の学習室の一部を自習室として試行的に転用します。

図書館については、下野谷遺跡の史料を含めた地域・行政資料の電子化を推進します。また、老朽化した施設の整備を進め、市民の自主的な学習活動を支援する場や多様な学習機会の充実を図るため、中央図書館・田無公民館の耐震補強工事実施設計を行うとともに、新町分室の管理運営の見直しを検討していきます。

(1) 確かな学力の育成

少子高齢化や国際化、高度情報化が進展する社会では、子どもたちが自ら学び、力強く生き抜く力を身に付けていくことが必要です。また、計画の策定にあたり、児童・生徒に実施した「西東京市教育計画策定のためのアンケート調査」によれば、児童・生徒がふだん気になっていることの中に「勉強のこと」などの回答がありました。

そこで、文部科学省による「全国学力・学習状況調査」結果や東京都教育委員会による「児童・生徒の学力向上を図るための調査」結果を十分に活用し、基礎的・基本的な学習内容の確実な定着と伸長に向けて、子どもたちの学習意欲の向上や学習習慣の確立に向けた取組を進めます。また、各教科で習得した基礎的・基本的な知識や技能を活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力を育むとともに、探究活動を工夫するなど、子どもたちの課題解決能力の伸長に向けた取組を進めていきます。

子どもたちが、自らの未来を自らで拓いていく力を身に付けるため、基礎的・基本的な学習内容の確実な定着を図るとともに、児童・生徒が自ら学習に取り組む態度を培い、子ども一人ひとりの学ぶ意欲に応える教育を充実させ、学習習慣の定着を図ります。また、子どもたちの学ぶ意欲に的確に応えることができるよう、研修などを通じて教職員の資質・能力の向上にも努めます。

きめ細かな学習指導が求められる現在、インターネットやパーソナルコンピュータに代表されるようなICTを活用した教育情報化による学習指導の質の向上を図ります。

また、ICTについては、学習指導の質の向上に活用するとともに、学校における一層のICT環境の整備を進めることで、子どもたちが、これまで以上にICTを活用して効果的に学習できる環境の実現を目指します。同時に、教員のICT活用指導力の向上、教科指導におけるICTの活用や児童・生徒の情報モラルを含む情報活用能力の向上を図ります。

① きめ細かな学習指導による基礎・基本の習得と活用

- 学校は授業改善推進プランを作成し、発達段階や実態に応じた基礎・基本の習得と活用を目指した授業実践を進めます。また、教育研究奨励事業により、研究指定校等が学力向上に向けた研究に取り組むとともに、公開授業や研究資料の配布をとおして研究成果の普及・啓発を図ります。

小学校5、6年生には、外国語活動において幅広い言語に関する能力や国際感覚の基盤を培うため、ALT(外国人英語指導助手)による授業時間を3時間増やし年間18時間として、外国人による英語に触れる機会を増やし外国語活動指導の充実を図ります。

また、学校における家庭学習の支援を図るため、小学校9校が家庭学習に関するリーフレットを作成し、家庭学習の支援を行っていきます。(教育指導課)

② 学ぶ意欲の向上に向けた教育の充実・推進

- 少人数学習集団による指導、習熟度別指導等により、個に応じた指導の充実と拡大を図ります。また、長期休業中や放課後に補習教室を実施し、一人一人の学習状況に合わせた確かな学力の定着を図ります。(教育指導課)

③ 教育の情報化による学習指導の質の向上

- 学校は情報教育の全体計画に加えて新たな情報教育年間指導計画を作成し、意図的・計画的に情報リテラシーの向上や情報モラル教育の充実を図ります。(教育指導課)

(2) 豊かな心の育成

子どもたちが、豊かな心を育むために、人権教育を推進するとともに、自尊感情や自己肯定感を高める指導の充実を図ります。また、生命尊重に関する教育についても、学校における全教育活動を通して行っていきます。

社会の責任ある一員としての自覚をもって生きることができるよう、思いやりの心や規範意識、公共の精神などを養います。そのため、道徳の授業時数を確保し、副読本の活用などによる道徳授業の質の向上のみならず、全教育活動において道徳教育の一層の充実を図ります。

いじめ・暴力行為は近年増加傾向にあり、子どもたちの日頃の様子や人間関係に気を配る細やかな指導が求められています。警察や児童相談所などの関係機関と連携し、問題行動の未然防止に努めるとともに、迅速・的確な対応を図ります。

学校図書館を活用した読書活動を活性化させるため、学校図書館の一層の充実を図ります。また、読書活動を通じた情操教育を推進していきます。公立図書館からの団体貸出を活用し、様々な図書と子どもたちが出会えるような働きかけをしていきます。

人権教育・道徳教育同様に、自分や他人を大切に思いやりの心を育む教育を推進します。そのため、各学校の実情に応じて、移動教室などの一層の充実を図ります。また、校外での体験学習を通じて、地域の自然や歴史に触れる中で、豊かな人間関係を築く機会を設けます。

小学校の段階からキャリア教育を推進し、一人ひとりが主体的に進路を選択する能力・態度を育てます。そのため、各学校の実情に応じて、職場体験などの一層の充実を図ります。

① 人権と生命尊重に関する教育の推進

- 各校の人権教育担当者を対象とする人権教育推進委員会を開催し、教員の人権感覚を高め、学校における人権教育の充実を図ります。また、教育研究奨励事業において、自己肯定感を研究課題とする研究指定校等を指定し、自尊感情・自己肯定感を高める教育の充実を図ります。

す。(教育指導課)

② 道徳教育の充実

- 各校の道徳教育推進教師を対象とする道徳教育推進連絡会を開催するとともに各種の副読本を活用するなど、学校における道徳教育の充実を図ります。また、道徳授業地区公開講座を継続して実施し、学校・家庭・地域社会が連携した児童・生徒の豊かな心の育成を図ります。(教育指導課)

③ いじめや暴力行為の防止に向けた教育の推進

- 全市立小・中学校が学校いじめ防止基本方針を策定するとともに、学校いじめ対策委員会を校内に設置して、いじめに対する組織的な対応を図ります。(教育指導課)

④ 読書活動の推進

- 学校は司書教諭等と学校図書館専門員が連携して、学校図書館を活用した読書活動を充実させ、本に親しむ子どもが育つよう努めます。教育委員会では、毎年11月を「西東京市読書月間」とし、読書活動を通じた情操教育を推進しております。また、中学校と連携し、西東京市立中学校書評会を開催します。(教育指導課)

⑤ 社会性の育成と体験活動の充実

- 学校は、移動教室を活用して、日常の学校生活では体験できない活動や自然・歴史についての学習を充実させます。また、教育委員会では、農作物に関心をもち自然や生き物に親しむとともに、農作物を栽培し、収穫の喜びを味わわせることを目指して、農業体験活動を実施します。(教育指導課)

⑥ キャリア教育の充実

- 小学校の段階からキャリア教育を推進し、主体的に自己の進路を選択・決定できる能力を高めていきます。また、中学校における職場体験活動の一層の充実を図るため、受入事業所向けのリーフレットを作成して受け入れ態勢の拡充を図るなど、キャリア教育における地域との連携を推進します。(教育指導課)

(3) 健康と体力の育成

生涯にわたって健康で活力ある生活を送るために、幼少期から運動に親しむ環境づくりと、たくましく生きるための健康と体力づくりを推進します。

健康と体力の育成には、規則正しい生活習慣を身に付ける必要があります。そのため、家庭とも連携した生活習慣の基礎を培う教育のさらなる推進に努めます。

知育・徳育・体育に加え、近年はこれらの基礎ともなる「食育」も重視されています。市立小・中学校では、健全な食習慣の形成を促すほか、地域における農業と食に関する知識を深めるため、学校農園などの取組を進めてきました。

今後は、こうした市内の地域資源をさらに積極的に活用し、市民が食について学ぶ機会を充実させていくことが重要です。また、給食における地産地消の実践など、学校における食育のあり方についても検討していきます。併せて、食育に関する広報活動を積極的に展開し、地域全体で食育に取り組む環境づくりに努め、子どもたちが学校や家庭で食について考え、健康のための行動ができるよう、知識や能力を身に付ける取組を進めます。

各学校では、学校安全計画や学校災害時対応マニュアルなどに基づき、防災・防犯のための学習や計画的な訓練などの実施、緊急時の体制づくりを進めてきました。今後も、不測の事態に備え、計画的に安全教育を実施していきます。また、通学路の安全点検などにより、事故などの防止に努めます。

各学校では、環境を守り、資源を大切に作る心を育み、効果的な行動を促すための環境教育を推進します。

① たくましく生きるための健康と体力づくりの推進

- 学校は、体力向上を図るための「一校一取組」運動を実施して、地域や学校の実態に合った取組を継続します。教育委員会では、教育研究奨励事業において体育・健康教育を研究課題とする研究指定校等を指定し、体力向上や健康に関する教育の充実を図ります。（教育指導課）

② 望ましい生活習慣や規律のある生活習慣の確立

- 養護教諭、学校栄養職員の研修や連絡会を充実するなどして、情報交換や共通理解を図り、健康や食を含む生活習慣の基礎を培うための効果的な指導を進めます。（学校運営課）
- 学校が作成する、家庭学習の支援を図るためのリーフレットの内容に、基本的な生活習慣の確立に関する事項を示し、家庭と連携して望ましい生活習慣を図るよう努めます。（教育指導課）

③ 食育の推進

- 学校給食を通じて栄養、生活習慣、食事の作法、食文化、に関する知識の習得を図るとともに、様々な体験活動を通じて、生産から消費まで、家庭や地域と連携した、幅広い領域での食育を推進します。また、西東京市や近隣区市で収穫した農産物や学校農園で収穫した野菜などについて、学校給食での積極的な活用を図ります。（学校運営課）
- 学校は食育の全体計画・年間指導計画を作成し、全教育活動を通して食育の充実を図ります。教育委員会では、各校の食育リーダーを対象とする食育リーダー連絡会を開催し、学校における食育の充実を図ります。（教育指導課）

④ 安全教育の推進

- 学校、保護者や地域の関係者、警察署、道路管理者、教育委員会事務局による合同点検を行い、必要な安全対策を実施します。また、子どもたちの通学時の安全確保のため、交差点等に交通擁護員を配置します。(教育企画課)
- 学校は学校安全計画を作成し、生活安全・交通安全・災害安全についての安全に関する教育を推進します。教育委員会では、各校の防災教育担当者を対象とする防災教育担当者連絡会を開催し、地域と連携した防災訓練や防災体制の充実を図ります。また、中学校3校においてスタントマンを活用した自転車安全教室を実施します。さらに中学生を対象とするAEDを用いた救命救急講座を実施します。(教育指導課)

⑤ 環境教育の推進

- 学校はエコアクション21を実施して、ごみの分別や節電・節水等の取り組みを日常の学校生活の中に取り入れるとともに、授業の中にゲストティーチャーを活用するなどして児童・生徒の環境に配慮する意識を高めるよう努めます。(教育指導課)

(1) 特色ある学校づくりの推進

各学校において、地域の人材や特色を活かした教育課程の編成・実施ができるよう制度の検討を進めます。また、特色ある学校づくりに向けた教員の活動を支援し、各学校で実施される研究奨励事業などによる研究成果を全校的に活用することなどを図ります。

各学校の特色ある取組については、これまでも学校だよりや学校案内、学校公開などを通じて、児童・生徒の学習活動を積極的に公開し、保護者や地域住民の理解と協力を得てきました。今後も、各学校の取組や教育課程、教職員の研究活動などを保護者や地域住民にお知らせし、ともに学び合う学校経営を目指します。

地域に開かれた学校づくりを進め、市民に学校への関心を高めてもらうことで、より質の高い学校経営を目指します。

各学校が、特色ある教育活動を行えるように、的確な人的配置や学生ボランティアなどの導入・活用を進めるとともに、近隣大学等との連携などを通じて、特色ある学校づくりを支援します。

① 特色ある教育課程の編成と実施

- 長期休業中に全校で全学年を対象とした補習教室を実施します。一人ひとりの学習状況に合わせて、確かな学力の定着を図るため、国語、社会、算数(数学)、理科、英語を対象教科とし、長期休業中に5回以上実施します。また、土曜日を活用した学校公開においてセーフティ教室や自転車安全教室などを実施し、保護者・地域との連携を一層深めます。(教育指導課)

② 特色ある学校づくりに向けた支援

- 東大生態調和農学機構と連携した地域連携推進事業(ひまわり事業)、早稲田大学との連携による「理科・算数だいすき実験教室」、武蔵野大学が実施する学校インターンシップ制による年間を通じた教育実習等を引き続き実施し充実を図ります。(教育企画課・教育指導課)
- 地域人材を活用した教育活動が行えるよう、生涯学習人材情報を整備し、学校への情報提供に努めます。(社会教育課)

(2) 学習環境等の整備

児童・生徒に対する良好な教育環境の整備を進め、地域の人々が集う場として、高齢者や障害者にも開かれた学校を目指します。

現在、余裕教室の活用、地域が共同で使用できるスペースの確保、バリアフリー化、ユニバーサル

デザイン採用の推進を行っています。今後も、地域や学校の実情に合わせて人にやさしい教育環境の推進を図ります。

学校給食法に基づく給食事業の充実を進めるほか、食育推進の視点からも、小学校給食におけるランチルームの整備やドライシステムなどの整備を進めるとともに、給食調理業務の民間委託の推進にも積極的に取り組んでいきます。また、食材については、地場産農産物を活用するなど、安心・安全に十分配慮した学校給食を実施します。

特定の食物を摂取することにより体に生ずる食物アレルギーについては、各学校において保護者、医師、教職員などの間で正しい情報の共有に努めます。また、給食指導の中で食物アレルギーを取り上げるとともに、教職員などの研修を実施し、学校としての対応を図ります。

児童・生徒が、「自ら学び、考える」ための情報収集や、情報を安全に活用する能力を身に付けるための情報教育の充実・推進を図るため、情報システムの最適化や、情報機器や情報通信ネットワークの効率的な整備を推進していきます。

現在は、学校におけるコンピュータ機器や、教育情報通信ネットワーク、教育用ソフトの充実を進めており、今後も継続して、子どもたちが情報を扱う能力を身に付け、高度かつ複雑な情報を適切に利用できるようなことを目指します。

地球規模の環境問題が大きく取り上げられている現在、地域における循環型社会を目指した取組が重要となっています。学校における省資源、省エネルギーの推進、その他環境に配慮した学校運営を目指し、緑のカーテンや校庭の芝生化など各学校の地域特性や、市民との連携の状況に配慮したエコスクールの実施を進めます。また、子どもたちの環境意識の向上を図るための環境教育を行うための整備を進めます。

「西東京市学校施設適正規模・適正配置に関する基本方針」に基づき、学校施設の適正規模・適正配置や、老朽校舎などの計画的な建替えなどについての検討を進めます。

① 人にやさしい教育環境の整備

- 人にやさしい教育環境の推進を図るため、小学校の通常の学級に在籍している障害のある児童に、介助員を配置します。（教育企画課）
- 各学校の特色や現状を踏まえ、少人数等による指導に伴う学習室の設置や社会科、英語科などの教科教室の特色化に伴う教室の確保を考慮しつつ、余裕教室の一目的一教室の是正と集約化を図り、多目的な活用を進めていきます。

施設としては、各学校の実情に配慮しながら、段差解消に努めるとともに、手すりなどの整備の拡充を図ります。通常の学級に在籍する障害のある児童に関して、移動などの際の安全を確保し、学校生活の安定や保護者による介助負担の軽減を図るための検討等を実施します。（学校運営課）

② 学校給食環境の整備

- 効率的な運用による財政効果も高い学校給食調理の民間委託化について、計画的な実施を進めるとともに、バイキング給食等の多様な形態の学校給食を実施します。また、安心して安全な給食づくりのため、学校給食衛生管理基準に基づき、衛生環境の向上、改善を図るとともに、現状のウェットシステムから、なるべく水で床を濡らさずに調理を行う、ドライシステムの整備、運用化を進めます。(学校運営課)

③ 情報教育環境の整備

- 各校の管理職・情報教育担当者を対象とする情報セキュリティポリシー研修会を開催するとともに、学校における情報管理の実態の把握及び指導を行いながら、学校における情報セキュリティの充実を図ります。(教育指導課)

④ エコスクールの推進

- 環境負荷を最小限にするために、学校から排出されるごみの有効利用を図るなど循環型社会を目指して環境に配慮した行動を推進していきます。各学校においても省エネ・省資源化に向けて、エコスクールの実施を進めます。また、環境副読本「西東京市の環境」を活用することで、子どもたちに環境問題に対する正しい知識と理解を促進していきます。

教室内の温度上昇を抑え、日陰と涼風で良好な環境を確保するための「緑のカーテン」としての取組を、子どもたちと進めていきます。また、校庭芝生化について、既に芝生化を実施している学校の効果などを検証し、小・中学校の校庭の芝生化の検討を進めていきます。

環境負荷の低減を図るため、学校施設の建替や改修整備にあたっては、屋上緑化を含む緑化の推進、ビオトープ、雨水の利用(トイレの給水、校庭散水など)、太陽光を利用した発電、自然とのふれあいなどを重視した事業などを検討します。(学校運営課)

⑤ 学校施設の適正規模・適正配置と維持管理

- 「西東京市学校施設適正規模・適正配置に関する基本方針」に基づき、西東京市に学ぶ子どもたちにとって、よりよい教育環境を実現することを念頭に置きながら、学校統廃合をはじめ、学校施設の適正規模・適正配置についての協議・検討を進めます。

施設の老朽化が進んでいる中原小学校・ひばりが丘中学校について「(仮称)建替協議会」を設置し、両校の円滑な建替えの実施に向けた検討などを行っていきます。また、学校施設の老朽化が進んでいる実態を勘案しつつ、学校施設の適正規模・適正配置の検討と併せて、計画的な建替え及び大規模改造を進めます。

学校施設の安全性の確保を目的に、耐震補強の済んでいる建物の構造体以外の窓ガラスや照明器具などの非構造部材について、専門家の調査に基づき耐震化を進めます。(教育企画課・学校運営課)

(3) 学校経営改革の推進

各学校が「学校経営計画」に基づいて進めている学校教育の改善や特色ある学校づくりに対する取

組を支援していきます。また、学校の教育活動をより活性化できるよう、地域住民が参画している学校運営連絡協議会を一層充実させていきます。

現在、人事考課制度を活用した教職員の資質の向上や能力開発、次代を担う人材の育成、研修・研究体制の充実の推進が行われています。

今後、これらを継続的に実施しながら、学校と保護者の円滑なコミュニケーションを推進していきます。

学校経営改革の推進の中で、適切な学校運営がなされ、学校経営の質の向上が図れるよう、学校教育法施行規則に基づく学校評価や教育委員会による学校訪問監査を適宜実施していきます。

① 学校組織の活性化

- 学校は学校経営に関する情報を地域に公開し、保護者・地域からの意見を聴取するとともに、学校に対する評価や提言を取り入れ、学校をより活性化できるよう、学校運営連絡協議会の充実を図ります。（教育指導課）

② 教職員の資質・能力の向上

- 教育委員会では、1年次から3年次までの若手教員育成研修受講後の4年次から10年次までの教員を対象とする、新たな教員研修を実施して授業力の向上を図ります。また、各研修会や夏季休業中に行う授業改善研修会を充実させ、教員の資質・能力の向上を図ります。（教育指導課）

③ 学校評価・学校訪問監査の実施

- 保護者や地域の学校関係者が学校を適正に評価し、地域に開かれた学校づくりを進めるため、保護者による学校評価や学校関係者評価の仕方を工夫して、学校運営や教育活動の改善・充実に活かしていきます。（教育指導課）
- 契約関係書類や備品登録台帳などについての監査を定期的に行い、サービスや執行管理などの適正化を図ります。（教育企画課・学校運営課・教育指導課）

(1) 通常の学級での個に応じた支援の充実

一人ひとりの子どもの教育的ニーズに対するきめ細やかな指導・支援を充実させ、継続して取り組んでいくことができるように、各学校を教育委員会が支えていくなど、市全体の体制を整えていきます。

通常の学級に学ぶ児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、学習・生活支援のための環境を整え、適切な指導及び必要な支援を行っていきます。

① 各学校の校内体制を充実させる市全体のシステムの構築

- 一人ひとりの子どもの教育的ニーズの的確な把握に努め、その対応に関する基本方針や、具体的な支援策の検討など様々な場で、教育支援アドバイザーや巡回相談員など、専門家派遣による校内委員会への助言を行い、きめ細かな指導、支援の充実を図ります。

「個別の教育支援計画」などの様式を全市立小・中学校統一のものにして作成し、教育委員会による専門家派遣制度と併せて活用を進めます。さらに、通級、特別支援学級との指導の連続性をもつように、教育支援ツールの充実を図ります。

また、不登校が小学6年生から中学1年生にかけて増加する傾向にあります。既に小学校時代に何らかのサインが現れていることも多いことに着目して、小学校と中学校が連携して、情報交換や協議を行い、校内でチームを組んで、初期対応を図ることで、「中1不登校未然防止」に引き続き取り組んでいきます。(教育支援課)

② 多様な教育資源の拡充

- 通常の学級での校内支援を充実させるため、指導補助員など人材の活用について検討します。通級では、小集団指導と個別指導をバランスよく組み合わせたこれまでの成果を、より発展させる仕組みを作っていきます。

様々な要因による不登校の児童・生徒を対象にした、適応指導教室「スキップ教室」の整備拡充に努めます。在籍学校や家庭との連携を深め、児童・生徒の心や生活の安定、個に応じた学習指導により、学校復帰や社会的自立への支援を行います。また、義務教育終了後、進学や就職などをせず社会との接点が希薄になっている若者やひきこもり状態にある若者の社会的自立への一歩を支援する、不登校ひきこもり相談室「Nicomルーム」を充実させます。(教育支援課)

(2) 特別支援学級の発展と充実

すべての児童・生徒の抱える教育的ニーズをとらえ、通常の学級での支援の充実と併せて、特別支援学級の充実、発展を図ります。その中で、一人ひとりの生活や学習上の困難を改善、克服し、自立や社会参加に向けた主体的な取組を支えています。

① 知的障害教育・自閉症教育・情緒障害教育の充実

- 障害のある児童・生徒数の状況を踏まえ、特性に応じた教育を実現する特別支援学級のあり方について整理し、市内でのバランスなどを総合的に配慮しつつ、学級開設整備の検討を行っています。また、子どもの人数や実態に応じた教育内容を支える施設・設備の充実を図ります。

児童・生徒の一人ひとりの特性や、障害の程度などに配慮し、指導・支援の継続発展を図ります。特別支援学校との連携も進めています。

さらに、特別支援学校に通う児童・生徒が、居住する地域の市立小・中学校からお便りやお知らせを定期的に受け取ったり、学校の行事と一緒に参加したりするなど、地域との関わりを維持・継続していけるような交流の方法や内容を検討し、充実を図ります。（教育支援課）

- 教育委員会では、固定性の特別支援学級において、知的タイプと自閉タイプのそれぞれの実態に応じた教育課程の編成について支援していきます。（教育指導課）

（3）教育相談の発展的展開

近年、発達障害が注目され、子どもの学習・行動面の問題を脳機能でとらえる視点が広まり、きめ細かい指導・支援が可能になりつつあります。今後は、子どもの成長に影響を及ぼしているその他の複雑な要因、例えば、情緒的親子関係や愛着障害などの目を向けにくい心理的要因も的確にとらえ、子どもの成長を支援する体制を、より一層充実させます。

将来、子ども一人ひとりが社会に参加し、心豊かに生活できる大人に成長していけるように、子どもの全体像を理解して、専門性の高い適切な支援を行います。

庁内にある様々な支援機関が領域ごとに独立している状況から、それらを有機的に機能させるため、部局を超えて、庁内各課をつなぐ相談事業連絡会などを活用することにより、様々な問題の早期発見・早期対応を図っていきます。

① 相談機能の充実

- 心身の発達や親子関係の悩みなどの相談に対し、臨床心理士などにより、専門性の高いカウンセリングやプレイセラピーなどの心理的援助を行い、子どもの健やかな成長を支援します。また、子どもや保護者にとっての身近な在籍校においても、教育相談機能が充実するよう、様々な形で支援していきます。就学相談においては、適切な就学の推進を図るため、子ども一人ひとりの教育的ニーズをとらえて、子どもや保護者との丁寧な相談を進めます。

心理カウンセラーに対しては、各領域に精通した精神科医や臨床心理士による専門研修の

実施や日常的なカンファレンス（事例検討会議）を実施することなどにより、専門性の向上と、カウンセリング機能の充実を図ります。また、社会情勢や社会的事件、災害などが子どもや家族に与える影響を的確にとらえ対応できるよう、専門的な知識を身に付け、柔軟に対応できる体制を整えます。

子どもの家庭状況による福祉的な課題などに対して、子どもの生活の基盤を安定させることを目指し、福祉部や子育て支援部など、また外部関係機関との連携を図っていきます。学校においても、子どもの置かれた環境への働きかけや関係機関との連携を進めるスクールソーシャルワークを充実させていきます。（教育支援課）

② 部局横断的ネットワークの充実

- 子どもに関する様々な問題を、多面的な視点から早期発見し対応できる体制を整えるため、相談業務を持つ庁内各課が連携し、相談事業連絡会などの活用を進めていきます。特別な支援を要する子どもに関しては、個に応じた支援として、乳幼児期から学齢期、就労、高齢期までの連続した支援を目指して、部局横断的に検討していきます。例えば、すべての未就学児に就学支援シートを配付し、個別の支援を要する子どもについては、保護者に積極的な活用をしてもらえよう周知していきます。また、個別の教育支援計画などに反映することにより、小学校入学後の校内支援に役立てます。

関係各課との連携を強化し、学校入学前後の支援の継続を円滑に進めます。さらに、保育園へ専門家を派遣することにより、早期対応や支援の継続を図ります。（教育支援課）

（４）教育実践を支える情報活用と研修等の充実

個に応じた指導の充実を図るために、教育委員会と学校が連携して校内組織の活性化を図ります。また、教員研修や校内研究、各学校の実践の共有化などにより、内容の充実・発展を図ります。

① 個に応じた教育実践を支える教育委員会の役割の発展

- 教育委員会では、特別支援学級の全教員を対象とする、個別の教育的ニーズに応じた研修会を実施して、特別支援教育にかかわる教員の資質向上を図ります。また、全小・中学校の全教員を対象とした特別支援教育研修会を実施し、特別支援教育の充実を図ります。（教育指導課）
- 教員研修や連絡会をはじめ、校務支援システムなどを活用して、教育実践例や教材などの情報を発信していきます。また、特別支援教育コーディネーターの連絡会を開催することにより、教育支援ツールを活用して実践した指導・支援例について、市全体での共有を進めていきます。

学年替わりや小学校から中学校への進学の際に、指導に関する情報が確実に引き継がれるよう、教育支援ツールを活用したシステムを構築します。このシステムをより教育実践の向上に役立つものとするため、年度ごとに見直し、修正を重ねていきます。（教育支援課）

(1) 家庭の教育力向上の支援

身近な地域の施設が連携・協力することで、地域全体で子どもの育ちや家庭の教育力の向上を支える家庭教育支援のネットワークを形成し、子育てや家庭教育における様々な課題の把握と情報の共有化に努めます。

また、子育て・親育ちへの相互支援的な関係が地域に育まれるよう、様々な事業を充実させていきます。

公民館、図書館などの事業や家庭教育支援のネットワークを活かし、家庭教育に関する学びの機会を充実させます。

① 地域ぐるみによる家庭教育支援の関係づくり

- 地域全体で子どもの育ちや家庭の教育力の向上を支えるため、関係機関と連携して子育てや家庭教育における課題を把握し、必要な支援について考え、情報の共有化に努めます。また、子育て・親育ちへの相互支援的な関係が地域に育まれるよう、子育て期の市民だけではなく、世代を超えて市民がともに学び、交流する視点をもった子育て支援事業の充実を図ります。(公民館)

② 家庭教育に関する学びの機会の充実

- 親と子が、ともに成長できる講座や保育付サークル活動を通して、学びの機会を提供し、地域とのつながりを深められるような継続的な支援に努めます。(公民館)
- 6か月検診時に行っている絵本と子育て事業の充実を図ります。(図書館)

(2) 社会教育の特色を活かした青少年教育の支援

放課後や週末などに、学校施設や地域の公民館、図書館、西原総合教育施設やスポーツ施設などの公共施設を活用し、青少年の安心・安全な活動拠点を設けます。加えて、市民との協働で学習活動の様々な体験・交流活動などの場や適切な遊びの場づくりを促進します。

青少年が自分の興味・関心に応じて、地域で継続的に多様な活動ができるよう、青少年活動を支援します。そのため、地域や学校との連携を促進し、学習成果発表などの充実、イベントへの参加促進などを図ります。

① 放課後支援や週末の体験・交流活動等の場づくり

- 学校施設を開放することで、放課後等における子どもたちの安全で健やかな居場所づくり

を推進するために、地域住民の協力を得て、子どもたちへのさまざまな体験、交流及び学習機会の提供を進めていきます。（社会教育課）

- 公民館、図書館などが青少年の居場所として機能し、居心地の良い、利用しやすい施設としてだれもが使用できるような環境づくりに努めます。また、青少年が社会の一員として自覚し、成長できるような世代間交流やあらゆる機会を通して、新たな気づきや発見が得られるような学習の機会を支援します。（公民館）

② 青少年活動への支援

- 青少年が、自分の興味・関心に応じて様々な活動ができるよう、青少年の自主的なサークル活動や青少年を対象とした活動を行う団体を支援します。また、青少年の学習意欲を高めるために、展示会や発表会など、学習成果を発表する場や機会を充実させます。

青少年が自分の個性を生かし、他者との良好な関係を築くために必要な「伝える力」や「聴く力」などのコミュニケーション能力の向上を目指した学びの場を提供します。（公民館）

（3）活力のあるコミュニティづくり

小・中学校と地域コミュニティとの結びつきが大きく求められる中、地域コミュニティの姿も大きく変わりつつあります。今後、地域コミュニティと小・中学校との結び付きを人的交流、施設利用など、様々な面から深める必要性があります。今後も引き続き、学校施設の活用を中心とした社会教育事業の実施を通じて、小・中学校と地域コミュニティとの結び付きをより深め、学校教育と社会教育との融合を図ります。

地域の担い手が様々な分野で活動できるよう、学び場を提供するとともに、市民活動団体などとの連携・協働による社会参加活動を推進していきます。

西東京市では、これまで、地域の住民や団体との連携を図りながら、地域安全マップづくりや防犯ブザーの配布、防犯マニュアルの整備、防災訓練などを通じて、子どもたちの安心・安全の確保を進めてきました。

また、学校避難所運営協議会を設置し、地域の防災体制の構築を図ってきました。

今後もこれまでの取組を継続するとともに、警察と市が連携したリアルタイムの情報発信や、近隣市と連携した広域的な情報共有における仕組み、市民との連携のさらなる充実などについても検討を進め、子どもたちの安心・安全の取組を進めていきます。

① 学校を拠点とした地域全体における教育力の向上

- 学校を利用する団体がスポーツや文化活動を通して、幅広い知識や地域活動ができるような環境づくりを進めていきます。

また、地域の優れた人材を活用することで、地域が抱えている問題点についての解決策を導き出せるよう、地域との連携を図ります。（社会教育課）

- 子どもたちが、読書を通じて自らの視野を広げ、「生きる力」を育むことを目的として、自主的に読書できる環境づくりを進めます。(図書館)

② 地域の教育資源を活用した人づくり・まちづくりの推進

- 地域の生涯学習事業等での地域人材の活用や団体交流を通じて、人づくり、地域づくり推進します。

文化財の活用や保護に関する市民参画事業やボランティアの活用を推進し、市民力を高めます。文化財を核としたまちづくりに市民力を活かし、地域で市民や団体との協働事業を推進し、地域の活性化や地域力の向上を図ります。また、学校教育において、郷土の歴史や文化、伝統文化などに触れる機会を増やし、地域への愛着を育て、地域づくりを担う次世代の育成を目指します。(社会教育課)

- 社会教育施設や事業で市民が活躍する場を増やし、地域の担い手となる人材の発掘・育成に努めます。公民館では、地域の課題を共有し、解決に向けた「学び合いの場」を提供する中で、長期的視点での人づくりを目指します。公民館は、他課との連携を図るとともに、NPOを含む市民活動団体との協働により地域の教育資源を活用した人づくり・まちづくりを目指します。(公民館)

③ 地域との連携による安心・安全の確保と地域ぐるみの安全体制づくりの推進

- 児童の登下校時の安全を守るために、保護者や地域との協力によるパトロールのための用品を学校で準備し、今後も安全管理体制を一層充実させていくためのモデル事業を実施します。

全市立小・中学校に設置されている「西東京市立学校避難所運営協議会」において、学校が避難施設となった場合を想定し、あらかじめ平時において学校と地域住民などが連携して避難施設の運営・管理などについて協議していきます。併せて、円滑な避難施設の開設に向けた体制の構築、地域の防災意識の向上などについて協議を進めていきます。(教育企画課)

- 学校は学校安全計画の中に、年間1回以上の引取り避難訓練や学校・保護者・地域住民が一体となった避難訓練等を位置付け、臨場感・緊迫感のある避難訓練を行います。また、教育委員会では、防災教育担当者を対象とした防災教育担当者連絡会を開催して防災教育の推進を図ります。(教育指導課)

(4) 学校・家庭・地域・行政の連携強化

西東京市には東京大学、武蔵野大学、早稲田大学のキャンパスや関連施設があります。こうした地域内大学や近隣にある大学などとの連携を強化し、様々な共同事業の企画・実施に取り組んでいきます。

また、学校・家庭・地域・行政の連携にあたっては、教育委員会と庁内関係部署を含めた関係機関との一層の連携強化を図ります。

学校・家庭・地域・行政の連携と情報共有を図るため、教育広報紙、市報、ホームページなどを充実させ、積極的に活用していきます。

① 教育関係部署・関係機関との連携強化

- 東大生態調和農学機構と連携した地域連携推進事業（ひまわり事業）、早稲田大学との連携による「理科・算数だいすき実験教室」、武蔵野大学が実施する学校インターンシップ制による年間を通した教育実習等を引き続き実施し充実を図ります。（教育企画課・教育指導課）
- 文化財の活用や保護に関わる事業を早稲田大学と連携して行います。（社会教育課）

② 広報の充実

- 教育広報紙「西東京の教育」をはじめ、市報や市ホームページなどの更なる充実に取り組みます。（教育企画課）
- 学校は学校ホームページや一斉メール配信の内容を充実させ、保護者や地域に対して積極的に情報を発信していきます。教育委員会では、情報担当の教員を対象とした学校ホームページシステム操作研修を開催して、学校ホームページの充実を図ります。（教育指導課）

(1) 多様な学びを支える生涯学習の振興

だれもが、主体的に学べる生涯学習社会の創造に向けては、行政が一体となって市民の生涯学習を推進することが重要です。多様化する市民の学習ニーズや学習課題に迅速かつ的確に応えるためには、市内の専門分野において、日頃から市民の声や社会情勢を的確に把握し、求められる学習の機会や情報をきめ細かく市民に提供していく必要があります。

そのため、市内の個別計画に生涯学習推進指針を反映し、市内全体で実効性のある生涯学習推進体制の充実を図り、個人の自立と様々な人との協働を図る事業の推進に努めます。

西東京市における社会教育推進の中核的施設として時代や社会の変化に対応できるよう公民館機能の充実を図ります。社会教育施設としての専門的な学習支援サービスを提供するため、必要な人材の確保・育成、市民ニーズに対応した利用しやすい施設運営に向けた管理運営方法のあり方についても検討していきます。

西東京市の図書館は、市民一人ひとりが自ら学び、考え、成長し、自らの責任で行動するために必要な知識と情報を分け隔てなく市民すべてに提供する公共サービス機関です。時代や社会の変化に適応した質の高いサービスを積極的に提供するため、必要な人材の確保・育成を行い、快適な利用環境を提供します。また、老朽化した施設の整備についても検討していきます。

西東京市には、下野谷遺跡など多数の文化財が存在しています。現在、市内の遺跡からの出土品、民具・農具などの文化財資料の収集・整理を行い、郷土資料室でそれらの資料を市民に公開しています。今後も、郷土文化財を保存するだけでなく、市民の文化活動の一端を担うものとして、文化財資料などを広く活用していきます。

社会的に制約を受けやすい人（障害者、外国籍市民、子育て中の保護者、高齢者など）の学習機会を整備・充実し、地域との交流、連携を図ります。また、すべての市民が地域で学び合うことの大切さを実感でき、より豊かな生活の実現に向けた課題を見出せる学習に参加できる条件整備を進めます。

① 生涯学習推進体制の充実

- 「生涯学習推進指針」に基づく生涯学習を推進するため、生涯学習推進の中核となる組織づくりや専任の生涯学習推進担当の配置の検討など推進体制の整備を進めます。（社会教育課）

② 公民館事業の充実

- 公民館では、公民館専門員を配置しており、その専門性を有効活用し、市民との対話を重ねながら、学習ニーズの把握や学習相談に応えていきます。また、適切な学習支援を行うた

めの職員研修を実施し、職員の能力の向上を図り、学習情報の提供と学習相談の充実に努めます。

市民にとってよりよい事業や運営につながる事業評価を実施します。

公民館では、市民参加の実行委員会方式による企画・運営や、参加体験型学習事業の拡充など、学び合いや相互学習につながる学習方法を積極的に支援していきます。(公民館)

③ 図書館事業の充実

- 図書館は資料と施設を充実させ、市民の知りたい・学びたいという意欲を支援します。読書相談や地域の課題に対応した情報を提供します。また、ホームページの内容を充実させ、貸出方法を変えるなど、青少年層や勤労者層が利用しやすい環境づくりを進めます。

さらに、西東京市のみが所蔵している資料の電子化を進め活用の多様化を図ります。(図書館)

④ 文化財の保存と活用の充実

- 市内にある無形・有形文化財を調査・保護します。

市民の文化財保護の意識を高め、郷土意識を深めるため、郷土資料室を拠点として、文化財を収集・整理・公開し、文化財に親しむ機会を増やします。拠点となる郷土資料室を充実させるための施設整備についても、調査・研究を進めます。

学校教育や市民の生涯学習活動などで、文化財を活用した事業の支援・充実を図ります。また、下野谷遺跡を保存・活用するために、国の史跡指定を目指すとともに、文化財を活かしたまちづくりに向け、文化財保存・活用計画を策定します。(社会教育課)

⑤ だれもが学習に参加できる体制の整備と充実

- 子育て中の保護者が公民館保育室を活用して、学習に参加できる体制を整えます。また、障害のある人や日本に居住する外国人を対象にした講座を実施し、高齢者の生きがいや地域の人々との交流につながるような趣味や文化、学びやスポーツなどの学習機会を提供します。(公民館)

- 図書館では、障害を持つ市民ヘイジー等による資料や市報の情報提供や、高齢者への本の宅配など、来館が困難な市民へのサービスを行っています。様々な理由で図書館の利用が困難な市民に対し、提供するサービスの拡大を図り、利用しやすい環境づくりを進めます。(図書館)

(2) いつでも・どこでも・だれでも学べる環境の整備

市民の学習活動に関するニーズの多くは、学習内容などの事業情報、指導者などの人材情報、団体の活動情報といった生涯学習に関する情報提供です。今後も、市民の主体的な学習活動を支援するため、学習情報提供による支援体制の整備を進めます。

市民の社会教育活動への参加・関心を高めるために、社会教育関連施設の整備を効果的、効率的に進めます。

① 生涯学習情報の整備

- 市民の学習活動を支援するため、学習情報（施設・団体・事業・人材等）の収集・提供を行い、教育広報紙「西東京の教育」をはじめ、市報や市ホームページなどのさらなる充実に取り組みます。（社会教育課・教育企画課）
- 市民が生涯学習情報を収集、活用しやすいように、生涯学習情報の一元化や情報提供窓口のあり方等について検討を行い、生涯学習情報の整備・活用を進めます。また、市民が培った経験や知識を地域の学習活動に生かす仕組みとして、生涯学習人材による企画講座情報の整備・活用を進めます。（社会教育課）
- 図書館ホームページの情報検索や資料検索を容易にし、提供する情報の量や質を向上させていきます。（図書館）

② 施設整備・利便性向上による学習支援体制の整備

- 市民の学びを支援するため、既存施設の計画的な改修を行い、利用者にやさしい施設の整備を進めます。老朽化した中央図書館・田無公民館の耐震診断の結果に応じて耐震対応を行い、安心・安全な施設を提供します。

市民の自主的な学習の場を提供するため、芝久保公民館の学習室の一部を自習室として試行的に転用します。（公民館・図書館）